

大日本帝國政府

第三十五條

調査員ハ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテ東京都長官）ノ指揮監督ヲ承ケ價格報告者ヲ適當シ左ノ職務ヲ行フ

一 價格報告ノ徵集

二 調査票ノ検査及訂正

三 價格報告者別價格控簿ノ作成

四 調査票ノ整理及提出

五 以上ノ附帶事務

前項中市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都長官）トアルハ令第八條第三項ノ場合ニ於テハ區長ヲ含ムモノトス

第三十七條

調査員ハ價格報告者ニ就キ職務ヲ執行スル際濫ニ必要ナキ事項ヲ質問スベカラズ

第三十八條

調査員ハ其ノ職務執行中知得タル事項ヲ故ナク他ニ漏泄スベカラズ

大日本帝國政府

第三十九條 調査員ハ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲調査事務ニ從事シ難キトキハ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都長官）ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ

第四十條 調査員ハ價格報告者ニシテ第十一條ノ要件ヲ缺キ又ハ轉業其ノ他ノ事由ニ依リ價格報告者タルニ不適當ト認ムルモノアルトキハ其ノ旨ヲ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都長官）ニ報告スベシ

第二節 調査票ノ作成

第四十一條 調査員ハ毎月各價格報告者ニ就キ價格報告ヲ徵集スルニ先チ豫メ調査票用紙ニ調査ノ年月日、價格報告者ノ所在地、調査番號竝ニ調査項目、其ノ番號、種類及單位ヲ記入スベシ

第四十二條 調査員ハ毎月各價格報告者ニ就キ價格ヲ徵集シ價格報告者別價格控簿ノ記入ヲ參照ノ上適當ト認メタルトキハ之ヲ調査票用紙ニ記入スベシ

大日本帝國政府

第四十三條 調査員ハ調査上參考ト爲ルベキ事項アリタルトキハ之ヲ調査票及價格報告者別價格控簿ノ備考欄ニ略記スベシ

第三節 調査票ノ検査及訂正

第四十四條 調査員ハ調査票ヲ検査シ其ノ記入ニ誤謬又ハ脱漏アリタルトキハ更ニ價格報告者ニ聞質シタル上訂正スベシ

第四節 價格報告者別價格控簿ノ作成

第四十五條 調査員ハ毎月價格報告ノ徵集ヲ終リタルトキハ別表第二號様式ノ價格報告者別價格控簿ヲ作成スベシ

第五節 調査票ノ整理及提出

第四十六條 調査員ハ調査票ノ検査ヲ終リタルトキハ之ニ檢印ノ上整理シ直ニ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都長官）

ハ區長トス
附則

本令ハ昭和二十年一月、ニ、行フ調査ヨリ之ヲ適用ス

生計費指數資料實地調查提要

內閣統計局

生計費指數資料實地調査提要

目次

一 生計費指數資料實地調査の趣旨	一頁
一 生計費指數資料實地調査の説明	三
第一 調査の時期	三
第二 調査の範圍	三
第三 調査の事項	六
第四 調査の機關	一八
第五 調査の手續	二三
(附 録)	
一 統計資料實地調査ニ關スル法律	四三
一 生計費指數資料實地調査令	四三

一 生計費指數資料實地調査施行規則……………四五

一 生計費指數資料實地調査施行細則……………四七

一 生計費指數の算定方……………五三

生計費指數資料實地調査施行規則

生計費指數資料實地調査の趣旨

生計費指數は一定の生活標準を不動のものとして之を維持するに必要な費用の變動を表示するもので、國民の實生活に即した政治行政の基調となり、經濟界の變動に適應した剴切有效な政策施設の基礎資料となるものであります。又生計費指數は勤勞所得階級の購買力の變動を示すものとして賃銀・給料の調節の場合に缺くべからざる基準を與へ、産業平和の確保、企業の經營等に必須の重要資料であります。

生計費指數は國民の多數を占める小額勤勞所得者に付て作成せられるのが通例であります。即ち一方勞働者其の他小額所得者の世帯に就き家計調査を施行して其の日常の消費に現れる財貨・用務等に對し支拂はれる費用の割合を明にし、他方此等の財貨・用務中日常生活で重要な地位を占め且常時豊富に供給せられる性質を有する諸項目に付毎月其の價格の調査を行つて此等諸項目の價格の變動を明にし、此の兩者を併せ用ひて生計費指數を算定するのであります。

生計費指數資料實地調査は生計費指數作成の爲昭和十二年七月以降毎月施行せられる價格資料の實地調査であります。

生計費指數資料實地調査の説明

勅1

生計費指數作成の統計資料蒐集の爲、毎月左の實地調査を行ふこととなつてゐる。

第一 調査の時期

勅2
14

實地調査は昭和十二年七月以降毎月一回十六日現在に依り府縣知事（北海道廳長官を含む、以下之に同じ）の選定した價格報告者に就いて豫め市町村長から價格報告者に指定した調査項目の價格を徵集することとなつてゐる。

天候、市場關係、其の他の事情から市町村長が十六日に調査を行ふことが出来ないと思つた項目又は假令調査を行ふことが出来ても其の價格が適當でないと思つた項目に付ては、市町村長の指定する近接の日に調査を行ふこととなつてゐる。

第二 調査の範圍

一 調査の地域

勅3

調査地域は左の通である。

一 札幌市

- 二 仙臺市
- 三 山形市
- 四 郡山市
- 五 前橋市
- 六 東京市
- 七 横濱市
- 八 新潟市
- 九 金澤市
- 十 松本市
- 十一 濱松市
- 十二 名古屋市
- 十三 京都市
- 十四 大阪市
- 十五 神戸市
- 十六 鳥取市
- 十七 岡山市
- 十八 廣島市
- 十九 徳島市
- 二十 今治市

- 二十一 八幡市
- 二十二 長崎市
- 二十三 熊本市
- 二十四 延岡市

以上の各地域の外、必要あるときは内閣総理大臣の指定した隣接町村に調査を行ふこととなつてゐる。

二 價格報告者

調査地域に營業所を有する左の各號の一に該當する者及調査地域に賃貸家屋を所有又は管理する者で府縣知事の選定したものを價格報告者として調査を行ふこととなつてゐる。

- (一) 物品小賣業者
- (二) 物品小賣業者以外の者
 - (イ) 水道事業者
 - (ロ) 電氣事業者
 - (ハ) ガス事業者
 - (ニ) 浴場業者
 - (ホ) 理髮業者
 - (ヘ) 洗濯業者

- (ト) 地方鐵道業者又は軌道業者
- (チ) 一定の路線に依る自動車の運輸業者
- (リ) 活動寫真興行者

第三 調査の事項

一 調査項目

實地調査は勞働者の家計に現れる主要項目の一々に付て一定の種類に依る一單位の價格を徵集することとなつてゐる。

此等の諸項目は生計費指數資料實地調査施行規則別表第一號所定の通一四八に上るが、其の外食、鹽、煙草（朝日、ゴールデンバット及なでしこ）、郵便葉書、雜誌（通俗雜誌及婦人雜誌）及ラジオ聴取料に付ては内閣統計局に於て直接照會其の方法に依つて調査することとなつてゐるので、生計費指數算定に用ふる項目は合計一五六項目となる。

調査項目の中シャツ、洋服、男子小兒服、女子小兒服及帽子の五項目に付ては季節に依つて其の種類を夏物と冬物と取り替へて調査することとなつてゐる。即ち夏物は五月乃至九月、冬物は一月乃至五月及九月乃至十二月に限つて調査するのであつて、五月及九月には夏物と冬物との兩方を同時に調査することとなつてゐる。

二 各項目に付調査すべき價格報告者の數

各項目に付其の價格報告を徵集すべき價格報告者の數は原則として山形、郡山、前橋、松本、鳥取、徳島、今治及延岡の八市では三、札幌、仙臺、新潟、金澤、濱松、岡山、廣島、八幡、長崎及熊本の十市では六、横濱市及神戸市では九、名古屋市及京都市では一二、大阪市では一五、東京市では一八である。即ち同一項目の價格に付て三乃至一八の價格報告者から報告を徵する建前となつてゐる。但し水道料、電氣及ガスの價格は各市共一、電車賃、乗合自動車賃及新聞購讀料は東京市及大阪市では三、横濱、名古屋、京都及神戸の四市では二、其の他の市では一の價格報告者に就いて調査すればよいこととなつてゐる。家賃は山形、郡山、前橋、松本、鳥取、徳島、今治及延岡の八市では五、札幌、仙臺、新潟、金澤、濱松、岡山、廣島、八幡、長崎及熊本の十市では一〇、横濱市及神戸市では一五、名古屋市及京都市では二〇、大阪市では二五、東京市では三〇の賃貸家屋所有者又は管理人に就いて調査することとなつてゐる。併し各調査地域の調査貸家數としては前記價格報告者數の二倍を豫定してゐるので、一人の賃貸家屋所有者又は管理人から價格報告を徵すべき貸家數は平均二軒となる。

此の結果延價格報告者數は山形、郡山、前橋、松本、鳥取、徳島、今治及延岡の八市では四三四、札幌、仙臺、新潟、金澤、濱松、岡山、廣島、八幡、長崎及熊本の十市では八六二、横濱市及神戸

市では一、二九三、名古屋市及京都市では一、七二一、大阪市では二、一五二、東京市では二、五八〇即ち全国で二二、八五二となる譯であるが、一價格報告者には平均四項目を報告せしめるので實際の價格報告者数は約四分の一となる。

三 各項目の調査單位

各調査項目の價格は原則としてメートル法に依る單位で調査することとなつてゐる。メートル法に依る價格の調査が困難な場合には實際の賣買に用ひられる單位で報告を徴しても差支ない。但しこの場合には同一項目に付ては同一調査地域を通じ一貫して一つの單位で調査すべきであつて、同じ調査地域内で價格報告者に依り報告の單位に相違があつてはならない。尙此の場合には規定上重量單位になつてゐるものは重量單位で調査すべきであり、規定上容積單位になつてゐるものは容積單位で調査すべきである。

生計費指數資料實地調査施行規則別表第一號に依る調査項目、其の種類及單位は左の通である。

附令別表
第一號

項目	種類	單位
一 飲食料費		
一 米麥類	一 白米 二 白米	一 疋 一 疋
	二 二等 三 三等	一 疋 一 疋

二 魚介

三 白米
 四 糯米
 五 改良麥
 六 小麥粉
 七 食麵麩
 八 干帽飽
 九 片栗粉
 一〇 鱒
 一一 鯖
 一二 鱈
 一三 鱈
 一四 鯉
 一五 蛤
 一六 烏賊
 一七 鱈節
 一八 干鰯
 一九 干鱈
 二〇 目刺
 二一 煮干

四等 田
 白
 眞鯖、中
 眞鱈、中
 眞鱈、中
 養殖
 貝附、中
 スルメイカ、中
 龜節
 改良
 無頭開
 鱒
 中才

一 斑
 一 斑
 一 斑
 一 斑
 一 斑
 一 斑
 一 斑
 一 斑
 一 斑
 一 斑
 百瓦
 百瓦
 一切(半封度)
 一 斑
 一 斑
 一 斑

一四	水道	七八	水道料	專用栓(口徑十三耗)	十立方米
一五	家具及什器	七九	食卓	栓材、拭漆、折疊(縱二尺、橫二尺五寸)	一箇
八〇	飯碗	八〇	磁器、蓋附	磁器、蓋附	一箇
八一	硝子コップ	八一	家庭向、中	家庭向、中	一箇
八二	藥罐	八二	琺瑯、大	琺瑯、大	一箇
八三	鍋	八三	アルミニウム、薄板、共蓋、大	アルミニウム、薄板、共蓋、大	一箇
八四	バケツ	八四	亞鉛メッキ鋼板、桶型、中番	亞鉛メッキ鋼板、桶型、中番	一箇
八五	箒	八五	長柄、黍、座敷用	長柄、黍、座敷用	一本
三	光熱費		燈用		
一六	光熱	八六	電氣	一キロワット時	
		八七	ガス	一立方米	
		八八	木炭	一俵(十五疋)	
		八九	薪	十疋	
		九〇	煉炭	十疋	
		九一	マッチ	一包(十箇入)	
四	被服費				
一七	衣料	九二	銘仙	模様銘仙、着尺用	一反

九三	紅絹裏地
九四	富士絹
九五	晒木綿
九六	縞木綿
九七	染緋木綿
九八	ナフトール友禪
九九	金巾裏地
一〇〇	綿ネル
一〇一	綿
一〇二	シャツ
一〇三	ワイシャツ
一〇四	割烹着
一〇五	モスリン
一〇六	縞セル
一〇七	毛絲
一〇八	洋服
一〇九	小兒服

無地	一米(廣幅)
白、十番手	一米(廣幅)
蒲團綿、赤	一疋
クレープ(三十八吋)	一枚
綿メリヤス、裏毛、三	一枚
十番手(三十八吋)	一枚
白キヤラコ	一枚
白キヤラコ	一枚
無地	一米(廣幅)
白、中細	一米(廣幅)
夏服、背廣(既製)	一着(上下)
冬服、背廣(既製)	一着(三ッ揃)
男兒夏服、十歳向、	一着
通學用、霜降(既製)	

五	一八	一一〇
其ノ他ノ諸費	身ノ廻リ品	小兒服
一九	一一一	
保健衛生	帽子	
一一二	一一二	
感冒賣藥	半襟	
一一三	一一三	
胃腸賣藥	足袋	
	一一四	
	靴下	
	一一五	
	タオル	
	一一六	
	雨傘	
	一一七	
	洋傘	
	一一八	
	下駄	
	一一九	
	草履	
	一二〇	
	靴	
	一一一	
	靴	
	男兒冬服、十歳向、 通學用、ヘル(既製)	一着
	女兒夏服、十歳向、 通學用(既製)	一着
	女兒冬服、十歳向、 通學用(既製)	一着
	麥稈帽	一箇
	ウール、中折	一箇
	人絹、無地	一掛
	白キヤラコ、九文半	一足
	ガス、短	一足
	手拭判、並	一枚
	蛇ノ目	一本
	毛織子張、男物	一本
	桐張紙、男物	一本
	キルク裏、女物	一足
	ボックス、黒、短靴、男物	一足
	ゴム、半長靴、八文半	一足
		一袋
		一罐(小)

二〇 交通
二一 文房具

一四二	インキ
一四一	封筒
一四〇	雑記帳
一三九	半紙
一三八	乗合自動車賃
一三七	電車賃
一三六	洗濯代
一三五	理髪代
一三四	入浴料
一三三	歯刷子
一三二	歯磨粉
一三一	ホマード
一三〇	髪油
一二九	白粉
一二八	石鹼
一二七	塵紙
一二六	脱脂綿
一二五	膏藥
一二四	口中藥

日本藥局方	一袋
マニラ	一包(五十瓦入)
浴用	一箱
粉	一筒
水油	一筒(中瓶)
	一筒(中瓶)
	一筒(中瓶)
	一袋(大)
セルロイド柄	一本
刈込	一回
	一回
白キヤラコ、ワイシャツ	一枚
	片道又ハ一區
	片道又ハ一區
機械漉	一帖(二十枚)
中判、有罫	一冊(二帖綴)
長型、ハトロン	一把(五十枚)
ブリュウブラック	一瓶(二オンス入)

備考

二二	修養娛樂		
一四三	鉛筆	黒、ゴム附	一本
一四四	筆	水筆	一本
一四五	ペン先	ペン	一打
一四六	新聞購讀料		一月分
一四七	活動寫真觀覽料	普通席	一回
一四八	セルロイド玩具	ガラガラ	一箇

一 本表に掲ぐる項目中特に其の種類を定めざるものに付ては市町村長に於て労働者世帯の多量に消費し常時豊富に供給せらるべき種類を選定すること

二 本表に掲ぐる種類に該當するものなきときは市町村長に於て之に類似するものを選定すること

三 洋服及小兒服の内夏服、シャツの内クレープ竝に帽子の内麥稈帽に付ては五月乃至九月に限り、洋服及小兒服の内冬服、シャツの内綿メリヤス竝に帽子の内ウール中折に付ては一月乃至五月及九月乃至十二月に限り之を調査すること

第四 調査の機關

一 組織

勅78 府縣知事は内閣總理大臣の命を承けて其の管轄区域内の調査の執行を指揮監督し、市町村長は府縣知事の指揮監督を承けて其の管轄区域内の調査の執行を管掌することとなつてゐる。東京、京都、大阪、名古屋、横濱及神戸の六市では市長は其の指揮監督の下に區長をして調査の一部の執行を掌らしめても差支ない。

勅910 調査事務を執行せしむる爲市町村に生計費指數資料調査員を置くのであるが、生計費指數資料調査員は府縣知事の推薦に基づき内閣に於て任命することとなつてゐる。

訓6 生計費指數資料調査員の任命があつたときは、府縣知事は其の氏名を告示すると共に、市町村長に通知することとなつてゐる。府縣知事から右の通知を受けたときは、市町村長は生計費指數資料調査員の擔當すべき價格報告者の範圍を定め、之を本人に通知すると共に、辭令書及徽章を交付することとなつてゐる。

訓2137 生計費指數資料調査員が疾病其の他の已むを得ない事故の爲調査事務に従事することが出来なくなつた旨を申出たときは、市町村長は其の旨を府縣知事に報告し、府縣知事は之に代るべき適當

訓7

勅 7

訓 1

訓 2

訓 3

訓 4

訓 5

の者を内申することとなつてゐる。之に依り新に生計費指數資料調査員の解任及補充任命があつたときも府縣知事及市町村長は前項と同様の手續を執るべきである。

尙生計費指數資料調査員が病氣其の他已むを得ない事故の爲一時調査事務に従事することが出来なくなつた場合には、市町村長は價格報告者に通知して他の生計費指數資料調査員に調査事務を執行せしむべきである。

二 職 務

1 府縣知事

府縣知事は内閣總理大臣の命を承け、其の管轄區域内の調査の執行を指揮監督するのであるが、其の事務は凡そ左の通である。

- (一) 價格報告者の選定
- (二) 價格報告者として不適當となつたものの選定取消及其の補充選定
- (三) 價格報告者として選定した者に付調査番號を附すること
- (四) 價格報告者を選定し又は其の選定を取消した場合に内閣統計局長に對する報告及市町村長に對する通知
- (五) 生計費指數資料調査員たるに適當と認むる者を内閣總理大臣に内申

- (六) 生計費指數資料調査員の任命があつた場合に其の氏名の告示及市町村長に對する通知
- (七) 市町村長から生計費指數資料調査員が疾病其の他已むを得ない事故の爲調査事務に従事し難い旨の報告を受けた場合に他の生計費指數資料調査員たるに適當と認むる者を内閣總理大臣に内申（之に依り生計費指數資料調査員の解任及補充任命があつた場合に（六）と同様の處置）
- (八) 生計費指數資料實地調査票用紙其の他の印刷物及徽章を市町村長に交付
- (九) 生計費指數資料實地調査票の検査及提出
- (十) 市町村長から左の報告を受けた場合に直に其の旨を内閣統計局長に報告
- (1) 生計費指數資料調査員をして十六日の近接の日に調査を行はしめた旨の報告
- (2) 價格報告者に就き調査すべき項目を指定し又は其の指定を變更した旨の報告
- (3) 生計費指數資料實地調査施行規則別表第一號に掲ぐる項目中特に其の種類の設定なきものに付種類を選定し又は種類の変更した旨の報告
- (4) 生計費指數資料實地調査施行規則別表第一號に掲ぐる種類に該當するものがない場合に之に類似するものを選定した旨の報告

2
市町村長

訓
118

勅
2

訓
12

訓
13

訓
14

訓
15
16

訓
17

訓
18
19

市町村長は府縣知事の指揮監督を承け、其の管轄区域内の調査の執行を管掌するのであるが、其の事務は凡そ左の通である。

(一) 十六日に調査を行ふことが出来ないと認められた項目又は假令調査を行ふことが出来ても其の價格が適當でないとして認められた項目に付近接の日を指定して調査を執行すること及此の場合に府縣知事に對し其の旨の報告

(二) 價格報告者たるに適當と認むる者を選択して府縣知事に推薦

(三) 價格報告者で生計費指數資料實地調査施行細則第十三條の要件を缺き又は轉業其の他の事由に依り價格報告者たるに不適當となつたものが出来た場合に府縣知事に其の旨の報告及他の適當と認むる者の推薦

(四) 各價格報告者に就き調査すべき項目の指定及其の指定の變更竝に其の旨を當該價格報告者及擔當生計費指數資料調査員に通知

(五) 價格報告者に就き調査すべき項目を指定し又は其の指定を變更した場合に其の旨を府縣知事に報告

(六) 生計費指數資料調査員擔當範圍の指定及變更

- (七) 生計費指數資料實地調査票用紙其の他の印刷物を生計費指數資料調査員に交付
 - (八) 生計費指數資料調査員調査事務に従事し難き旨を申出でた場合に其の旨を府縣知事に報告
 - (九) 生計費指數資料實地調査施行規則別表第一號に掲ぐる項目中特に其の種類の定なきものに付其の種類の選定又は其の選定の變更並に其の旨を府縣知事に報告
 - (十) 生計費指數資料實地調査施行規則別表第一號に掲ぐる種類に該當するものなき場合に之に類似するものの選定及其の旨を府縣知事に報告
 - (十一) 價格報告者臺帳及同寫の作成並に異動訂正
 - (十二) 生計費指數資料調査員及價格報告者の指導
 - (十三) 生計費指數資料實地調査票の検査及提出
- 3 生計費指數資料調査員
- 生計費指數資料調査員は市町村長（生計費指數資料實地調査令第八條第二項の場合には區長を含む）の指揮監督を承け、價格報告の徵集其の他に之に伴ふ諸般の職務を行ふのであるが、其の事務は凡そ左の通である。
- (一) 價格報告者で生計費指數資料實地調査施行細則第十三條の要件を缺き又は轉業其の他の事由

訓
39

訓
40

訓
41 6

訓
42

訓
43

訓
13

に依り價格報告者たるに不適當と認むるものがある場合に其の旨を市町村長に報告

(二) 調査期日に調査を行ふことが出来ないと思はる項目又は假令調査を行ふことが出来ても其の

價格が適當でないと思はる項目がある場合に其の旨を市町村長に申出

(三) 生計費指數資料實地調査票用紙に調査の年月日、價格報告者の營業所の所在地又は住所、價

格報告者の氏名又は商號及其の調査番號並に調査項目、其の番號、種類及單位の記入

(四) 價格報告者の報告に基き生計費指數資料實地調査票用紙に記入

(五) 生計費指數資料實地調査票の檢査及檢印

(六) 生計費指數資料實地調査票の整理及提出

第五 調査の手續

一 價格報告者の選定

市町村長は左の要件を具備し價格報告者たるに適當と認めるものを選択し、之を府縣知事に推薦することとなつてゐる。市町村長は右の推薦に際し其の者に報告せしむべき項目の豫定を府縣知事に報告すべきである。

- (一) 確實にして信用ある者なること。
 (二) 長期の報告に堪へ且誠實に報告する者なること。
 (三) 成るべく労働者の居住する地帯に營業所又は住所を有する者なること。
 (四) 成るべく労働者の利用する項目を提供する者なること。

訓 1
 訓 3 4

右の推薦に基き、府縣知事は審査の上適當と認めたる者を價格報告者として選定することとなつてゐる。府縣知事は價格報告者の選定を終つたときは、適當な順序に調査番號を附し、其の氏名又は商號、營業所の所在地又は住所、調査番號及選定の年月日を内閣統計局長に報告すると共に、市町村長に通知することとなつてゐる。市町村長は右の通知に依り其の旨を本人に通告すると共に、其の擔當生計費指數資料調査員の氏名を通知することとなつてゐる。價格報告者が生計費指數資料實地調査施行細則第十三條の要件を缺き又は轉業其の他の事由に依り價格報告者として不適當となつた場合には、市町村長は速に其の旨を府縣知事に報告すると共に、之に代るべき適當の者を推薦することとなつてゐる。

訓 14
 訓 15

訓 2
 訓 4

府縣知事は右の報告を受けたときは、調査の上不適當と認めたる者に對し其の選定を取消すと共に、市町村長の推薦に基き之に代るべき適當なる者を價格報告者として選定し、其の選定を取消した者及新に選定した者の氏名又は商號、營業所の所在地又は住所、調査番號及選定又は取消の年月日

を内閣統計局長に報告すると共に、市町村長に通知することとなつてゐる。市町村長は右の通知に依り選定を取消された者、新に選定せられた價格報告者及擔當生計費指數資料調査員に其の旨を通知することとなつてゐる。

二 價格報告者の報告すべき項目の指定

價格報告者の選定があつたときは、市町村長は價格報告者に其の報告すべき項目を指定することとなつてゐる。其の指定に際して市町村長は價格報告者に報告すべき項目を指定する外、其の項目の種類及調査單位を通告すべきである。

價格報告者に就き調査すべき項目の指定を終つたときは、市町村長は其の旨を府縣知事に報告することとなつてゐるし、府縣知事は更に其の旨を内閣統計局長に報告することとなつてゐる。

市町村長が價格報告者に就き調査すべき項目を變更したときは、其の旨を當該價格報告者及擔當生計費指數資料調査員に通知すると共に、之を府縣知事に報告し、府縣知事は更に之を内閣統計局長に報告することとなつてゐる。

三 生計費指數資料調査員擔當範圍の指定

市町村長は生計費指數資料調査員の任命があつたときは、其の擔當する價格報告者の範圍を定め、之を本人に通知することとなつてゐる。其の擔當範圍の決定に際しては、地區の關係を考慮すると

共に、同種の價格報告者は成るべく同一生計費指數資料調査員に擔當せしめるやうに考慮すべきである。

訓19

生計費指數資料調査員の擔當範圍を變更する場合にも同様の考慮を拂ふべきである。

四 生計費指數資料實地調査施行規則別表第一號に掲ぐる項目中特に其の種類の定なき場合及其の種類に該當するものなき場合の處置

訓22

(1) 市町村長は生計費指數資料實地調査施行規則別表第一號に掲ぐる項目中特に其の種類が定め
ない左の四十九項目に付ては、労働者世帯の多量に消費し且常時豊富に供給せられるやうな種類
を選定することとなつてゐる。

參考の爲其の項目と選定すべき種類に付二三の例を擧ぐれば、左の通である。

附令別表
第一號

五大費部類	項	目
一 飲食料費	一 米麥類	
	5	改良麥
	6	小麥粉
	8	干糧餛
	9	片栗粉
二 魚介	10	鰯
四 牛乳及鶏卵	27	鶏卵
五 豆及蔬菜類	31	馬鈴薯
		日東麥。櫻麥。
		竹印。地球印。雪印。
		馬鈴薯澱粉。⊕。
		眞鰯中。ウルメ鰯中。
		三州。地玉。
		北海道黄色種。地廻赤色種。地廻黄

五 諸 其 他 ノ 費	四 被 服 費	三 光 熱 費	二 住 居 費	一〇 菓 子 及 果 物
一九 保健衛生	一七 衣料	一六 光熱	一一 飲料 一二 家賃	63 煎餅
123 胃腸賣藥	93 晒木綿	87 ガス	74 家賃	66 晒飴
122 感冒賣藥	96 縞木綿	91 マツチ	73 サイダー	68 大福
106 縞セル	97 染緋木綿	95 雄大。	69 餡麵麩	69 豆。普通。
99 金巾裏地	98 ナフトール友禪	96 遠州縞。	68 小倉。普通。	69 三ツ矢。金線。リボン。
98 海女・正花。富士・並正。	97 繪鳥。三ツ馬。	95 知多晒並三等。	67 三室・十二疊半(全國的標準)ノ如ク 各地方ニ於テ其ノ實情ニ即シタル室 數及疊數ヲ選定スルコト。	67 家庭用。
半セル・着尺用。	96 京美人。	94 雄大。	66 家庭用。	66 家庭用。
アンチピリン丸。實効散。アンチヘ	93 京美人。	93 雄大。	65 家庭用。	65 家庭用。
プリン丸。	92 京美人。	92 雄大。	64 家庭用。	64 家庭用。
ホシ胃腸藥。太田胃散。	91 京美人。	91 雄大。	63 家庭用。	63 家庭用。

市町村長は必要と認められた場合には生計費指數資料實地調査施行規則別表第一號に定められた調査項目の種類に付て更に其の細目を選定すべきである。参考の爲此の種の選定が必要と認めらるる項目の主なるものと其の指定内容の二三の例を挙げれば、左の通である。

五大費部類	項目	目種	類	指定細目例示
一 飲食料費	二 魚介	17 鯉節		伊豆節。三陸節。臺灣節。土佐節。
九 酒	62 麥酒	淡色		エビス。キリン。アサヒ。サクラ。
			二〇 交通	
			二二 修養娛樂	
			146 新聞購讀料	東京朝日新聞。北海タイムス。新愛知。
			138 乗合自動車賃	普通。
			137 電車賃	普通。
			134 入浴料	銭湯。
			132 齒磨粉	ライオン。クラブ。
			131 ボマード	メヌマ。井筒。千代田。
			125 膏藥	妙布。万金膏。
			124 口中藥	仁丹。寶丹。清心丹。

五 其ノ他ノ諸費		四 光熱費		三 被服費		二 菓子及果物	
一九	保健衛生	一八	身ノ廻リ品	一七	光熱	一六	菓子及果物
128	石鹼	117	洋傘	92	煉炭	67	羊羹
119	草履	118	下駄	90	銘仙	64	キャラメル
129	白粉	111	小兒服	108	洋服		
142	インキ						
	浴用粉		桐張杖、男物		夏服背廣(既製)		煉
	粉		毛縐子張、男物		冬服背廣(既製)		ミルク
	ブリュウブラック		桐張杖、女物		夏服背廣(既製)		徑三寸
			キルク裏、女物		冬服背廣(既製)		模様銘仙、着尺用
			別珍無地鼻緒附。		夏服背廣(既製)		(人絹交織物を調査すること)
			花王。ミツワ。		夏服背廣(既製)		伊勢崎・人絹交織。
			クラフ。御園。		夏服背廣(既製)		八王子・人絹交織。
			丸善。篠崎。		夏服背廣(既製)		ボーラー。セル。
					夏服背廣(既製)		紺サージ。裏アルバカ。
					夏服背廣(既製)		ウイステット。裏アルバカ。
					夏服背廣(既製)		上着ボブリン。スカイ
					夏服背廣(既製)		ト紺サージ。ボブリン。
					夏服背廣(既製)		紺サージ。
					夏服背廣(既製)		木製柄。
					夏服背廣(既製)		別珍裏八分鼻緒附。
					夏服背廣(既製)		別珍無地鼻緒附。
					夏服背廣(既製)		花王。ミツワ。
					夏服背廣(既製)		クラフ。御園。
					夏服背廣(既製)		丸善。篠崎。

	144	143	
	筆	鉛筆	
	水筆	黒、ゴム附	
	タヌキ。	地球。トンボ。ヨット。	
	白芙蓉。		

尙家賃に付ては五人乃至三〇人の貸貸家屋所有者又は管理人から一〇軒乃至六〇軒の貸家の家賃を報告せしめるのであるが、各調査地域に於ける貸家の新建（建築後の経過年数五年未満のもの）と舊建（建築後の経過年数五年以上三十年未満のもの）との割合は其の地方の實情に即した割合に依つて適當に選定すべきである。

(2) 各調査地域に生計費指數資料實地調査施行規則別表第一號に掲げる種類に該當するものがないときは、市町村長は之に類似するものを選定することとなつてゐる。例へばビスケットのユレカ、雨傘の蛇の目が地方にないときは、其の代りに夫々英字ビスケツト・動物ビスケツト又は番奴等を選定しても差支ない。又或る月に眞鯖がないときは、其の代りに其の月に限りゴマ鯖を選定して調査しても差支ない。

市町村長は以上の種類を選定したときは、之を生計費指數資料調査員及價格報告者に通告すると共に、其の旨を府縣知事に報告することとなつてゐる。府縣知事は直に之を内閣統計局長に報告することとなつてゐるが、或る月に限り特定の種類を選定調査した場合には、便宜生計費指數資料實

訓22
23

地調査票提出の際一緒に報告してもよい。生計費指数の性質上一旦選定した調査項目の種類は之を永きに互つて變更しないのが望ましいのであるが、地方の消費事情や取引の関係等から已むを得ない場合が起きたときは、市町村長は其の選定した種類を變更しても差支ない。此の場合にも市町村長は生計費指数資料調査員及價格報告者に通告すると共に、其の旨を府縣知事に報告し、府縣知事は直に之を内閣統計局長に報告することとなつてゐる。

五 價格報告者臺帳の作成

市町村長は價格報告者毎に價格報告者臺帳を作成することとなつてゐるが、其の記載方は左例の通である。

訓24

價格報告者臺帳		營業所ノ所在地又ハ住所		本所區 綠町一丁目三番地		電話本所二五三六	
		調査番號		二二		最寄 綠町一丁目	
報告者		氏名又ハ商號		濱魚川勝太郎		考 備	
指 定 項 目		種 類		項 目ノ 指 定		生計費指數資料調査員	
10 鱒	真鱒、中	一疋	昭和十二年六月十二日	國原民雄	昭和十二年六月十日		

11	鯖	真鯖、中	一疋	昭和十二年六月十二日	昭和	年月日
12	鰈	真鰈、中	一疋	昭和十二年六月十二日	昭和	年月日
13	鱈	真鱈、中	一疋	昭和十二年六月十二日	昭和	年月日
16	烏賊	スルメイカ、中	一疋	昭和十三年四月一日	昭和	年月日
価格報告者ノ選定又ハ取消年月日 選定 昭和十二年六月十二日 取消 昭和 年 月 日 備 考 定休日ハ毎月二十二日						

市町村長は生計費指數資料調査員の分擔毎に價格報告者臺帳の寫を作成し、之を生計費指數資料調査員に交付することとなつてゐる。此の寫は生計費指數資料調査員が毎月各價格報告者に就き價格報告を徵集するに先だち豫め生計費指數資料實地調査票用紙に記入すべき事項の基本となるものであるから、價格報告者臺帳及同寫の記載には誤謬、重複又は脱漏のないやうに留意すべきである。

價格報告者臺帳記載の事項に異動があつたときは、市町村長は其の都度記載を訂正すると共に、

資料調査員に交付することとなつてゐる。

八 價格報告の徵集

生計費指數資料調査員は毎月調査期日に家賃に付ては價格報告者の住所に就き、其の他の項目に付ては當該價格報告者の營業所に就いて價格報告を徵集するのであるが、之に先だち價格報告者臺帳寫に依り豫め生計費指數資料實地調査票用紙に調査の年月日、價格報告者の營業所の所在地又は住所、價格報告者の氏名又は商號及其の調査番號並に調査項目、其の番號、種類及單位を記入することとなつてゐる。

生計費指數資料調査員は擔當の各價格報告者に就いて其の指定項目の價格を問ひ、其の報告に基いて生計費指數資料實地調査票用紙に記入（厘位まで表すこと）した上、之を價格報告者に示し、價格報告者が當該生計費指數資料實地調査票の記入に誤謬なしと認めるときは、之に捺印を求めることとなつてゐる。此の場合には特に左の諸點に留意すべきである。

- (1) 職務を執行する際には必ず徽章を佩用し、又濫に必要のない事項を質問しないこと。又調査に際し知得た事項を故なく他に漏らさないこと。
- (2) 價格報告者の報告した價格が價格報告控簿に記入の例月の價格に比し高過ぎるとか、低きに失すると思はれる場合には、一應之を確めること。

訓
41

勅
56

關
7

關
8

(3) 種類の選定に變更があつた月には新に選定を受けた種類の前月十六日の價格を調査して之を生計費指數資料實地調査票の備考欄に記入すること（新選定の種類の前月十六日の價格が不明な場合には調査し得る最近の日に於ける新選定の種類及從來選定の種類の價格を調べて備考欄に併記すること）。

(4) 調査上参考となるやうな事項があつたならば、之を生計費指數資料實地調査票の備考欄に略記すること。

(5) 價格報告者に就いて調査することが出来ない場合には、事實上之を代理する者に就いて調査すること。

(6) 調査票用紙に所定の事項を記入する際には凡て黒インキを用ひること。

(7) 生計費指數資料調査員は調査期中に價格徵集に關する凡ての手續を完結すること。

尙天災事變其他已むを得ない事故の爲十六日又は其の近接日に調査を行ふことが出来ない項目に付ては、生計費指數資料調査員は生計費指數資料實地調査票用紙に「調査不能」と記入すること。生計費指數資料實地調査票の記入方を例示すれば、左の通である。

其 の 一

生計費指數資料實地調査票

昭和12年8月16日現在

價格報告者	營業所ノ所在地又ハ住所	東京府東京市本所區綠町2丁目6番地				捺印	㊟
	調査番	16	氏名又ハ商號	三河屋長谷一夫			

項目番號	項	目	種	類	單	位	價	格
28	大	豆	鶴ノ子、大玉、二等		1	疋	円	280

備考	品薄ノ爲稍々高値ナリ
----	------------

生計費指數資料調査員檢印 ㊟

内閣統計局

其 の 二

生計費指數資料實地調査票

昭和12年8月16日現在

價格報告者	營業所ノ所在地又ハ住所	神奈川県横浜市鶴見區潮田町36番地				捺印	㊟
	調査番	56	氏名又ハ商號	越後屋邊幸三郎			

項目番號	項	目	種	類	單	位	價	格
59	砂	糖	三盆白		1	斤	円	230

備考	
----	--

生計費指數資料調査員檢印 ㊟

内閣統計局

其 の 三

生計費指數資料實地調査票

昭和12年8月16日現在

價格報告者	營業所ノ所在地又ハ住所	兵庫縣	通 道 市	神 戶 郡	林 田 區	吉田町3丁目70番地	捺印	印
	調査番	20	氏名又ハ商號	川 德 川 島 德 治				

項目番號	項 目	種 類	單 位	價 格
11	鯖	ゴマ鯖、中	1 疋	210

備考 8月10日ノ價格 { ゴマ鯖 222錢5厘
真 鯖 292錢5厘

生計費指數資料調査員檢印 印

内閣統計局

其 の 四

生計費指數資料實地調査票

昭和12年7月16日現在

價格報告者	營業所ノ所在地又ハ住所	大阪府	大 阪 市	此 花 郡	兼 平 町 3 番 地	捺印	印
	調査番	86	氏名又ハ商號	林 文 雄			

項目番號	項 目	種 類	單 位	價 格
74	家 賃	3室15疊	一月分 (一疊當)	14 500 (967)

備考 新建

生計費指數資料調査員檢印 印

内閣統計局

九 生計費指數資料實地調査票の検査、訂正、整理及提出

(1) 生計費指數資料調査員

(一) 生計費指數資料調査員は家賃に付ては一疊當りの價格を算定して之を併記（厘位まで表すと）すべきである。

(二) 生計費指數資料調査員は價格報告者に就き價格の徵集を終つたときは之を一枚毎に検査し、其の記入に誤謬又は脱漏があることを發見した場合には更に價格報告者に聞質した上之を訂正することとなつてゐる。生計費指數資料實地調査票提出後市町村長より訂正の手續を命ぜられたときは、速に前同様の手續に依つて訂正すべきである。

(三) 生計費指數資料調査員は生計費指數資料實地調査票の検査の結果誤なしと認めたとときは、之に檢印の上整理し、直に市町村長（生計費指數資料實地調査令第八條第二項の場合に於ては區長を含む）に提出することとなつてゐる。

(2) 市町村長

(一) 市町村長（生計費指數資料實地調査令第八條第二項の場合には區長を含む）は生計費指數資料調査員から受取つた生計費指數資料實地調査票を検査の結果、報告の價格を不適當と認められた場合又は記入に誤謬若は脱漏のあることを發見した場合には、生計費指數資料調査員をして速

訓
42訓
43訓
29
30

に再調査を爲さしめ又は訂正の手續を執らしめることとなつてゐる。

(二) 市町村長は生計費指數資料實地調査票の検査を終つたときは、同一項目の調査票を價格報告者の番號順に取纏め、之を調査項目の番號順に整理して毎月二十日迄に府縣知事に提出することとなつてゐる。

右の外市町村長は生計費指數資料實地調査票提出後と雖も監督官廳から其の記入事項に關して照會があつたときは、生計費指數資料調査員に質し又は生計費指數資料調査員をして實地に就いて再調査せしめて速に答申することとなつてゐる。

(3) 府縣知事

府縣知事は市町村長から提出した生計費指數資料實地調査票を検査の上、之を毎月二十五日迄に内閣統計局長に送附することとなつてゐる。

附
錄

統計資料實地調査ニ關スル法律

(大正十一年四月十九日
法律第五十二號)

改正 昭和四年法律第一號

- 第一條 政府ハ農業及勞働ニ關スル統計資料蒐集ノ爲必要アルトキハ特ニ期日ヲ定メ全國ニ涉リ又ハ一定ノ區域ヲ劃シテ本法ニ依ル實地調査ヲ行フコトヲ得
- 前項ノ實地調査ノ期日、範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二條 實地調査ニ依リテ蒐集シタル個個ノ資料ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第三條 實地調査ニ關スル事務ニ從事シタル者其ノ職務執行ニ關シ知得タル個人、法人、組合又ハ其ノ業務ニ關スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第四條 實地調査ニ際シ調査ヲ忌避シ、申告ヲ拒ミ又ハ故意ニ不實ノ申告ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第五條 虛偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用キテ實地調査ヲ妨ケタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

生計費指數資料實地調査令

(昭和十二年五月八日
勅令第百八十三號)

- 第一條 勞働者ニ關スル生計費指數作成ノ統計資料蒐集ノ爲本令ニ依リ生計費指數資料實地調査ヲ行フ
- 第二條 生計費指數資料實地調査ハ昭和十二年七月以降毎月十六日現在ニ依リ之ヲ行フ
- 前項ノ期日ニ調査ヲ行フコト能ハズ又ハ適當ナラズト認ムル項目ニ付テハ市町村長ノ指定スル近接ノ日ニ調査ヲ行フ
- 第三條 生計費指數資料實地調査ハ左ノ地域ニ之ヲ行フ
- 一 札幌市
 - 二 仙臺市
 - 三 山形市
 - 四 郡山市
 - 五 前橋市
 - 六 東京市
 - 七 横濱市
 - 八 新潟市
 - 九 金澤市
 - 十 松本市
 - 十一 濱松市

- 十二 名古屋市
 - 十三 京都市
 - 十四 大阪市
 - 十五 神戸市
 - 十六 鳥取市
 - 十七 岡山市
 - 十八 廣島市
 - 十九 徳島市
 - 二十 今治市
 - 二十一 八幡市
 - 二十二 長崎市
 - 二十三 熊本市
 - 二十四 延岡市
- 前項各地域ノ外必要アルトキハ内閣總理大臣ノ指定シタル隣接町村ニ調査ヲ行フ
- 第四條 生計費指數資料實地調査ハ前條ノ地域ニ營業所ヲ有スル左ノ各號ノ一ニ該當スル者及前條ノ地域ニ賃貸家屋ヲ所有又ハ管理スル者ニシテ府縣知事ノ選定シタルモノニ就キ之ヲ行フ
- 一 物品小賣業者
 - 二 水道事業者
 - 三 電氣事業者
 - 四 ガス事業者
 - 五 浴場業者

- 四四
- 六 理髮業者
 - 七 洗濯業者
 - 八 地方鐵道業者又ハ軌道業者
 - 九 一定ノ路線ニ依ル自動車ノ運輸業者
 - 十 活動寫眞興行者
- 第五條 生計費指數資料實地調査ハ勞働者ノ家計ニ現ルル主要項目ニ付一定ノ種類ニ依ル一單位ノ價格ヲ調査ス
- 第六條 第四條ノ規定ニ依リ選定ヲ受ケタル者ハ市町村長ノ指定シタル項目ニ付前條ノ價格ヲ報告スル義務アルモノトス
- 第七條 府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス
- 第八條 市町村長ハ府縣知事ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ掌ス
- 第九條 市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ市長ハ其ノ指揮監督ノ下ニ區長ヲシテ調査ノ一部ノ執行ヲ掌ラシムルコトヲ得
- 第十條 生計費指數資料實地調査ノ事務ヲ執行セシムル爲市町村ニ生計費指數資料調査員ヲ置ク
- 第十一條 生計費指數資料調査員ハ府縣知事ノ推薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

生計費指數資料調査員ハ名譽職トス

第十一條 生計費指數資料調査員ハ市町村長（第八條第二項ノ場合ニ於テハ區長ヲ含ム）ノ指揮監督ヲ承ケ第四條ノ規定ニ依リ選定ヲ受ケタル者ニ就キ價格報告ノ徵集其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十二條 生計費指數資料調査員ニハ内閣總理大臣ノ定ムル徽章ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ佩用セシム

第十三條 市町村長ハ毎月ノ生計費指數資料實地調査票ヲ其ノ月二十日迄ニ府縣知事ニ提出シ府縣知事ハ其ノ月二十五日迄ニ之ヲ内閣總理大臣ニ提出スベシ

附 則

第十四條 本令中府縣知事トアルハ北海道廳長官ヲ包含ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

生計費指數資料實地調査施行規則

（昭和十二年五月八日
閣 令 第 二 號）

第一條 市町村長ハ生計費指數資料實地調査令第四條ノ規定ニ依リ選定ヲ受ケタル者（價格報告者）ニ就キ調査スベキ各項目ヲ指定スベシ

第二條 生計費指數資料實地調査令第五條ノ規定ニ依リ調査スベキ項目並ニ其ノ種類及單位ハ別表第一號ノ定ムル所ニ依ル

第三條 生計費指數資料實地調査令第三條ノ地域ニ於テ各項目ニ付調査スベキ價格報告者ノ數ハ別表第二號ノ定ムル所ニ依ル

第四條 生計費指數資料調査員ハ家賃ニ付テハ價格報告者ノ住所ニ就キ、其ノ他ノ項目ニ付テハ當該價格報告者ノ營業所ニ就キ調査ヲ行フベシ

第五條 生計費指數資料調査員ハ價格報告者ニ就キ調査ヲ行フコト能ハザルトキハ事實上之ヲ代理スル者ニ就キ調査ヲ行フベシ

第六條 生計費指數資料調査員ハ價格報告者ニ就キ各項目ノ價格ヲ問ヒ其ノ報告ニ基キ生計費指數資料實地調査票用紙ニ記入シ之ヲ價格報告者ニ示スベシ價格報告者ハ當該生計費指數資料實地調査票ノ記入ニ誤謬ナシト認メタルトキハ之ニ捺印スベシ

第七條 生計費指數資料調査員ハ調査期中ニ前條ノ手續ヲ完結スベシ

第八條 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲生計費指數資料實地調査令第二條ノ規定ニ依リ調査期日ニ調査ヲ行フコト能ハザル項目ニ付テハ生計費指數資料調査員ハ生計費指數資料實地調査票用紙ニ「調査不能」ト記入スベシ

第九條 生計費指數資料實地調査票用紙ハ別表第三號様式ニ依リ其ノ寸法ハ昭和六年商工省告示第十一號ノ日本標準規格A列六番トス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別 表
第一號(省略) (八頁乃至一七頁参照)
第二號

新 瀧 市	横 濱 市	東 京 市	前 橋 市	郡 山 市	山 形 市	仙 臺 市	札 幌 市	地 域
一〇	一〇	一三	一五	一五	一五	一〇	一〇	家 賃
---	---	---	---	---	---	---	---	水道料、電氣
---	---	---	---	---	---	---	---	自動車賃、乗合
---	---	---	---	---	---	---	---	其ノ他
六	九	八	三	三	三	三	六	目

延 岡 市	熊 本 市	長 崎 市	八 幡 市	今 治 市	徳 島 市	廣 島 市	岡 山 市	鳥 取 市	神 戸 市	大 阪 市	京 都 市	名 古屋 市	濱 松 市	松 本市	金 澤 市
一五	一〇	一〇	一〇	一五	一〇	一〇	一〇	一五	一五	二五	二〇	二〇	一〇	一〇	一〇
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
三	六	六	六	三	三	六	六	三	九	五	二	二	六	三	六

生計費指數資料實地調査票

昭和 年 月 日現在

價格報告者	營業所 又ハ住所	道府縣	市郡	區町村	番地
	調査番	氏名又ハ商號	捺印		
項目番號	項目	種類	單位	價格	

備考

生計費指數資料調査員檢印

内閣統計局

生計費指數資料實地調査施行細則

(昭和十二年五月八日
内閣訓令第一號)

第一章 府縣

- 第一條 府縣知事ハ市町村長ノ推薦ニ基キ適當ト認ムル者ヲ價格報告者トシテ選定スベシ
- 第二條 府縣知事ハ市町村長ヨリ價格報告者ニシテ第十三條ノ要件ヲ缺キ又ハ轉業其ノ他ノ事由ニ依リ價格報告者トシテ不適當ト爲リタルモノアル旨ノ報告ヲ受ケタルトキハ調査ノ上不適當ト認ムル者ニ對シ其ノ選定ヲ取消スト共ニ市町村長ノ推薦ニ基キ他ノ適當ト認ムル者ヲ價格報告者トシテ選定スベシ
- 第三條 府縣知事ハ價格報告者トシテ選定シタル者ニ調査番號ヲ附スベシ
- 第四條 府縣知事ハ價格報告者ヲ選定シタルトキ又ハ其ノ選定ヲ取消シタルトキハ其ノ氏名又ハ商號、營業所ノ所在地又ハ住所、調査番號及選定又ハ取消ノ年月日ヲ内閣統計局長ニ報告スルト共ニ市町村長ニ通知スベシ
- 第五條 府縣知事ハ生計費指數資料調査員タルニ適當ト認ムル者ヲ内申スベシ

第六條 生計費指數資料調査員ノ任命アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ氏名ヲ告示スルト共ニ市町村長ニ通知スベシ

第七條 府縣知事ハ市町村長ヨリ生計費指數資料調査員ガ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲調査事務ニ從事シ難キ旨ノ報告ヲ受ケタルトキハ速ニ他ノ生計費指數資料調査員タルニ適當ト認ムル者ヲ内申スベシ

前項ニ依リ新ニ生計費指數資料調査員ノ任命アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ氏名ヲ告示スルト共ニ市町村長ニ通知スベシ

第八條 府縣知事ハ内閣統計局長ヨリ生計費指數資料實地調査票用紙其ノ他ノ印刷物及印章ノ交付ヲ受ケタルトキハ一部分ヲ豫備ノ爲保存シ其ノ他ハ過期ナク之ヲ市町村長ニ交付スベシ

第九條 府縣知事ハ市町村長ヨリ提出シタル生計費指數資料實地調査票ヲ検査ノ上之ヲ毎月二十五日迄ニ内閣統計局長ニ送付スベシ

第十條 府縣知事ハ市町村長ヨリ第十二條、第十七條、第二十二條及第二十三條ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

第二章 市町村

第一節 總則

第十一條 生計費指數資料實地調査ニ關スル市町村長ノ職務ハ左ノ如シ

- 一 價格報告者ノ推薦
- 二 價格報告者ノ報告スベキ項目ノ指定

三 生計費指數資料調査員擔當範圍ノ指定

四 生計費指數資料實地調査施行規則別表第一號ニ掲グル項目中特ニ其ノ種類ノ定ナキ場合及其ノ種類ニ該當スルモノナキ場合ニ於ケル處置

五 價格報告者彙帳ノ作成

六 生計費指數資料調査員及價格報告者ノ指導

七 生計費指數資料實地調査票ノ検査及提出

八 以上ノ附帶事務

第十二條 市町村長ハ生計費指數資料實地調査令第二條第二項ノ規定ニ依リ近接ノ日ヲ指定シ生計費指數資料調査員ヲシテ調査ヲ行ハシメタルトキハ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第二節 價格報告者ノ推薦

第十三條 市町村長ハ左ノ要件ヲ具備スル者ニシテ價格報告者タルニ適當ト認ムルモノヲ選擇シ之ヲ府縣知事ニ推薦スベシ

一 確實ニシテ信用アル者ナルコト

二 長期ノ報告ニ堪ヘ且誠實ニ報告スル者ナルコト

三 成ルベク労働者ノ居住スル地帯ニ營業所又ハ住所ヲ有スル者ナルコト

四 成ルベク労働者ノ利用スル項目ヲ提供スル者ナルコト

第十四條 價格報告者ニシテ前條ノ要件ヲ缺キ又ハ轉業其ノ他ノ事由ニ依リ價格報告者タルニ不適當ト爲リタルモノアルトキハ市町村長ハ速ニ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スルト共ニ他ノ適當ト認ムル者ヲ推薦スベシ

第三節 價格報告者ノ報告スベキ項目ノ指定

第十五條 市町村長ハ府縣知事ヨリ價格報告者ノ選定ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ本人ニ通告ノ上其ノ報告スベキ項目ヲ指定スルト共ニ擔當生計費指數資料調査員ノ氏名ヲ通知スベシ

市町村長ハ府縣知事ヨリ價格報告者ノ選定ノ取消ノ通知ヲ受ケタルトキハ本人及擔當生計費指數資料調査員ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第十六條 市町村長ハ價格報告者ニ就キ調査スベキ項目ノ指定ヲ變更シタルトキハ當該價格報告者及擔當生計費指數資料調査員ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第十七條 市町村長ハ價格報告者ニ就キ調査スベキ項目ヲ指定シタルトキ又ハ其ノ指定ヲ變更シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第四節 生計費指數資料調査員擔當範圍ノ指定

第十八條 市町村長ハ府縣知事ヨリ生計費指數資料調査員ノ任命ノ通知ヲ受ケタルトキハ生計費指數資料調査員ノ擔當スベキ價格報告者ノ範圍ヲ定メ之ヲ本人ニ通知スルト共ニ辭令書及徽章ヲ交付スベシ

第十九條 市町村長ハ生計費指數資料調査員ノ擔當範圍ヲ變更シタルトキハ其ノ旨ヲ本人及價格報告者ニ通知スベシ

第二十條 市町村長ハ府縣知事ヨリ生計費指數資料實地調査票用紙其ノ他ノ印刷物ノ交付ヲ受ケタルトキハ一部分ヲ豫備ノ爲保

存シ其ノ他ハ之ヲ生計費指數資料調査員ニ交付スベシ

第二十一條 生計費指數資料調査員疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲調査事務ニ從事シ難キ旨ヲ申出デタルトキハ市町村長ハ速ニ之ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第五節 生計費指數資料實地調査施行規則別表第一號

ニ掲グル項目中特ニ其ノ種類ノ定ナキ場合及其ノ種類ニ該當スルモノナキ場合ニ於ケル處

第二十二條 市町村長ハ生計費指數資料實地調査施行規則別表第一號ニ掲グル項目中特ニ其ノ種類ノ定ナキモノニ付其ノ種類ヲ選定シタルトキ又ハ其ノ種類ノ選定ヲ變更シタルトキハ之ヲ生計費指數資料調査員及價格報告者ニ通告スルト共ニ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第二十三條 市町村長ハ生計費指數資料實地調査施行規則別表第一號ニ掲グル項目中所定ノ種類ニ該當スルモノナキモノニ付之ニ類似スル種類ヲ選定シタルトキハ之ヲ生計費指數資料調査員及價格報告者ニ通告スルト共ニ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第六節 價格報告者彙帳ノ作成

第二十四條 市町村長ハ別表様式ノ價格報告者彙帳ヲ作成スベシ市町村長ハ生計費指數資料調査員ノ分擔毎ニ價格報告者彙帳ノ寫ヲ作成シ之ヲ生計費指數資料調査員ニ交付スベシ

第二十五條 價格報告者彙帳記載ノ事項ニ異動アリタルトキハ市

町村長ハ其ノ都度記載ヲ訂正スルト共ニ其ノ旨ヲ生計費指數資料調査員ニ通知シテ其ノ價格報告者豪帳寫ヲ訂正セシムベシ

第七節 生計費指數資料調査員及價格報告者ノ指導

第二十六條 市町村長ハ生計費指數資料調査員ノ擔當範圍ヲ指定シタル後速ニ生計費指數資料調査員ノ心得ベキ要項ヲ指示スベシ

第二十七條 市町村長ハ必要ト認メタルトキハ生計費指數資料調査員ヲ招集シ調査事務ノ打行又ハ協議ヲ爲サシムベシ

第二十八條 市町村長ハ必要ト認メタルトキハ價格報告者ヲ招集シ價格報告者ノ心得ベキ要項ヲ指示スベシ

第八節 生計費指數資料實地調査票ノ検査及提出

第二十九條 生計費指數資料調査員ヨリ生計費指數資料實地調査票ヲ提出シタルトキハ市町村長(生計費指數資料實地調査令第八條第二項ノ場合ニ於テハ區長ヲ含ム)ハ之ヲ検査スベシ

第三十條 市町村長(生計費指數資料實地調査令第八條第二項ノ場合ニ於テハ區長ヲ含ム)ハ前條検査ノ結果報告ノ價格ヲ適當ナラズト認メタルトキ又ハ生計費指數資料實地調査票ノ記入ニ誤謬若ハ脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ生計費指數資料調査員ヲシテ速ニ再調査ヲ爲サシメ又ハ訂正ノ手續ヲ爲サシムベシ

第三十一條 市町村長ハ生計費指數資料實地調査票ノ検査ヲ終リタルトキハ之ヲ整理シ毎月二十日迄ニ府縣知事ニ提出スベシ

第三十二條 市町村長ハ生計費指數資料實地調査票提出後ト雖モ

監督官廳ヨリ其ノ記入事項ニ關シ照會アリタルトキハ生計費指數資料調査員ニ質シ又ハ生計費指數資料調査員ヲシテ實地ニ就キ再調査セシメ速ニ答申スベシ

第三章 生計費指數資料調査員

第一節 總則

第三十三條 生計費指數資料調査員ハ市町村長(生計費指數資料實地調査令第八條第二項ノ場合ニ於テハ區長ヲ含ム)ノ指揮監督ヲ承ケ價格報告者ヲ擔當シ左ノ職務ヲ行フ

- 一 價格報告ノ徵集
- 二 生計費指數資料實地調査票ノ検査及訂正
- 三 生計費指數資料實地調査票ノ整理及提出
- 四 以上ノ附帶事務

第三十四條 生計費指數資料調査員ハ價格報告者ノ營業所又ハ住所ニ就キ其ノ職務ヲ執行スル際徽章ヲ佩用スベシ

第三十五條 生計費指數資料調査員ハ價格報告者ニ就キ職務ヲ執行スル際濫ニ必要ナキ事項ヲ質問スベカラズ

第三十六條 生計費指數資料調査員ハ其ノ職務執行中知得タル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スベカラズ

第三十七條 生計費指數資料調査員ハ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲調査事務ニ從事シ難キトキハ市町村長ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ

第三十八條 生計費指數資料調査員ハ價格報告者ニシテ第十三條ノ要件ヲ缺キ又ハ轉業其ノ他ノ事由ニ依リ價格報告者タルニ不

適當ト認ムルモノアルトキハ其ノ旨ヲ市町村長ニ報告スベシ
第三十九條 生計費指數資料調査員ハ生計費指數資料實地調査令
第二條第一項ノ期日ニ調査ヲ行フコト能ハズ又ハ適當ナラズト
認ムル項目アルトキハ其ノ旨ヲ市町村長ニ申出デ指揮ヲ請フベ
シ

第二節 價格報告ノ徵集

第四十條 生計費指數資料調査員ハ毎月各價格報告者ニ就キ價格
報告ヲ徵集スルニ先チ豫メ生計費指數資料實地調査票用紙ニ調
査ノ年月日、價格報告者ノ營業所ノ所在地又ハ住所、價格報告
者ノ氏名又ハ商號及其ノ調査番號並ニ調査項目、其ノ番號、種
類及單位ヲ記入スベシ

第四十一條 生計費指數資料調査員ハ調査上參考ト爲ルベキ事項
アリタルトキハ之ヲ生計費指數資料實地調査票ノ備考欄ニ略記
スベシ

第三節 生計費指數資料實地調査票ノ檢查及訂正

第四十二條 生計費指數資料調査員價格報告者ニ就キ價格報告ノ
徵集ヲ終リタルトキハ生計費指數資料實地調査票ヲ檢查シ其ノ
記入ニ誤謬又ハ脱漏アリタルトキハ更ニ價格報告者ニ聞質シタ
ル上之ヲ訂正スベシ

第四節 生計費指數資料實地調査票ノ整理及提出

第四十三條 生計費指數資料調査員ハ生計費指數資料實地調査票
ノ檢查ヲ終リタルトキハ之ニ檢印ノ上整理シ直ニ市町村長（生
計費指數資料實地調査令第八條第二項ノ場合ニ於テハ區長ヲ含

ム）ニ提出スベシ

第四章 補則

第四十四條 本則中府縣知事トアルハ北海道廳長官ヲ包含ス

別表(様式)

價格報告者臺帳

市

價格報告者ノ選定又ハ取消年月日			選定昭和			取消昭和			備考						
			年	月	日	年	月	日	年	月	日				
價格報告者ノ選定又ハ取消年月日	選定昭和	年	月	日	備考	項目	種類	單位	項目ノ變更年月日	氏名	生計費指數資料調査員任命又ハ異動年月日	番地	氏名又ハ商號	報告者ノ調査番號	價格報告者ノ營業所ノ所在地又ハ住所
						昭和			昭和						
						昭和			昭和						
						昭和			昭和						
						昭和			昭和						
						昭和			昭和						
						昭和			昭和						
						昭和			昭和						
						昭和			昭和						
						昭和			昭和						

生計費指數の算定方

一 生計費指數の種類

労働階級に關する生計費指數を編纂することとし、之を全國及各調査都市に付て作成することとなつてゐる。別に全國及家計調査施行都市（札幌、仙臺、東京、金澤、名古屋、大阪、廣島、徳島、八幡及長崎の十都市）に付給料生活者の生計費指數をも併せ作成することとなつてゐる。

二 生計費指數の基準

公表すべき生計費指數としては取敢ず調査開始の月を基準とする暫定指數を作成することとし、一兩年經過後本指數基準決定の上改算することとなつてゐる。尙右本指數の外、内外の資料と比較對照上昭和三年（一九二八年）を基準とする指數をも併せ作成することとなつてゐる。

三 生計費指數算定に使用するウェイト

ウェイトは價額ウェイトとし、昭和六・七年、昭和八・九年及昭和十・十一年家計調査三箇年分の家計簿中より一、〇〇〇世帯（労働者世帯六五〇、給料生活者世帯三五〇）の分を採擇し、五大費、部類及項目別のウェイトを全國的並に各都市別（労働者に付ては二十四都市別、給料生活者に付ては十都市別）に作成することとなつてゐる。

四 生計費指數算定方法

各都市指數は實地調査結果に依り各都市毎に各項目價格の基準時に對する比率を求め、之を各項目のウェイトに依り加重算術平均して部類指數を求め、更に部類指數を各部類ウェイトに依り加重算術平均して五大費指數を、五大費指數を各五大費ウェイトに依り加重算術平均して生計費指數を算定することとなつてゐる。

全國指數は各都市に於ける各項目價格の基準時に對する比率を人口ウェイトに依り加重算術平均して各項目價格の基準時に對する全國的比率を求め、之に全國的ウェイトを用ひて各都市と同様の方法に依り加重算術平均して算定することとなつてゐる。

法務局周知第九八號

昭和十九年十一月八日

局發第四九二號

昭和十九年十一月七日

仰決裁

閣議登



內閣總理大臣 小磯 國昭 殿

內閣統計局長 川島 孝彦



十一月十五日決裁
十一月十八日告示



閣議登
本
閣書記官 和

上申

左案告示相成度

三二 閣甲二八〇

B5 タイプライター用紙

昭和十九年十一月八日

內閣官房總務課長

法制局 御中

本件ニ對スル貴局ノ意見見承知致度

回答

本件ハ支障無之ト認ム

昭和十九年十一月十三日

法制局

大 日 本 帝 國 政 府

內閣告示第二十八號 案

生計費指數資料實地調査令第十二條ノ規定ニ依リ生計費指數資料調査員ニ交付スベキ證票ノ様式左ノ如シ
(表面) (用紙ノ大サハ日本標準規格B列八番トス)

生計費指數資料調査員證票

住 所

氏 名

內

內閣印

大日本帝國政府

(裏面)

統計資料實地調査ニ
關スル法律(抄)

第四條 實地調査ニ際シ調査ヲ忌避シ、
申告ヲ拒ミ又ハ故意ニ不實ノ申告ヲ
爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ
科料ニ處ス

生計費指數資料實地
調査令(抄)

第十二條 生計費指數資料調査員ニハ
内閣總理大臣ノ定ムル證票ヲ交付シ
職務執行ノ際之ヲ携帯セシム

昭和十九年十一月十八日

内閣總理大臣

法務局内務九十九號

昭和十九年十一月八日

局發第四九三號

昭和十九年十一月七日

仰決裁



内閣總理大臣 小磯 國 昭 殿

内閣統計局長 川 島 孝 彦

十月十五日快裁
十月十八日告示

上 申

左案告示相成度

二三 閣甲二八一

内閣

19.11.7
書文

B5 タイプライター用紙

昭和十九年十一月八日

内閣官房總務課長

法制局 御中

本件ニ對スル貴局ノ意見承知致度

本件ハ支障無之ト認ム
但シ附々ノ趣
昭和十九年十一月十三日
法制局

大日本帝國政府

內閣告示第~~二千九~~號

案

昭和十二年~~月~~七、~~、~~內閣告示第五號生計費指數資料實地調查徽章圖式

ハ昭和十九年十二月、~~、~~ニ、~~、~~行フ調査限リ之ヲ廢止ス

昭和十九年十一月十八日

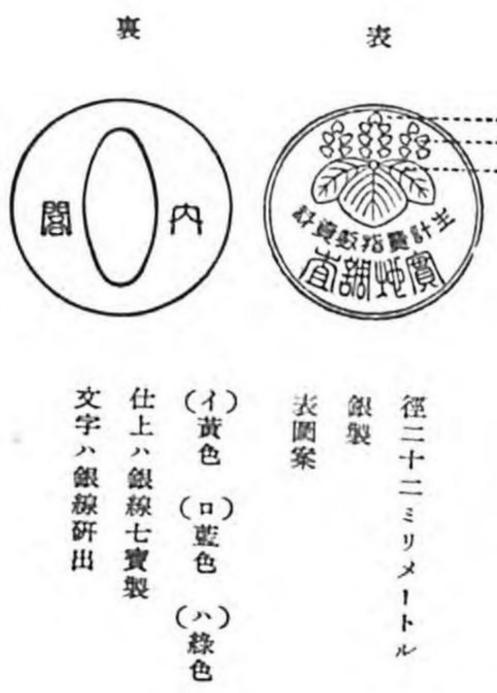
內閣總理大臣

参照

●昭和十二年内閣告示第五號(生計費指數資料實地調査令第十二條ノ規定ニ依リ生計費指數資料調査員ニ交付スベキ生計費指數資料實地調査徽章圖式)

昭和十二年七月六日
内閣告示第五號

生計費指數資料實地調査令第十二條ノ規定ニ依リ生計費指數資料調査員ニ交付スベキ生計費指數資料實地調査徽章圖式左ノ如シ



- 一 本徽章ハ留金ヲ以テ左助上部ニ裝著スルモノトス
- 二 本徽章ハ生計費指數資料調査員價格報告者ノ營業所又ハ住所ニ就キ其ノ職務ヲ執行スル際之ヲ佩用セシムルモノトス

閣甲第二三七號

案起

昭和十九年九月三日

閣議決定 昭和十九年九月三日施行
裁可昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

內閣總理大臣

(Signature)

內閣書記官長

(Signature)
內閣書記官 稻田

外務大臣 *(Signature)*

海軍大臣

(Signature)

大東亞大臣

(Signature)

町田國務大臣

內務大臣



司法大臣

(Signature)

農商大臣

(Signature)

兒玉國務大臣

(Signature)

大藏大臣

(Signature)

文部大臣

(Signature)

軍需大臣

(Signature)

緒方國務大臣

(Signature)

陸軍大臣

(Signature)

厚生大臣

(Signature)

運輸通信大臣

別紙

比島參戰ノ際ニ於ケル帝國政府

聲明案
右閣議ニ供ス

(東京三三三)

IMT 680

3

比島參戰ノ際ニ於テル帝國聲明案

政府

九月二十二日「フイリピン」國政府ハ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣セリ。

大東亞ノ戰局漸ク苛烈ノ度ヲ加ヘ將ニ決戰ノ機ヲ迎ヘントスルニ當リ一千八百萬「フイリピン」國民カ其ノ光輝アル獨立ヲ擁護シ祖國本土ヲ防衛センカ爲蹶然起ツテ劍ヲ執ルニ至レル理由ハ同國政府ノ宣戰ノ布告ニ明カナル所ニシテ、洵ニ世界政策ノ顯現トモ言フベク帝國ノ共感措ク能ハサル所ナリ。

「フイリピン」國ハ昨秋光榮アル獨立ヲ具現シテ以來、「ラウレ」大統領閣下親シク陣頭ニ立ち内ハ着々トシテ其ノ内政ヲ整ヘ、外ハ帝國始メ東亞ノ諸國ト緊密ナル協力ヲ爲シ來リ、而シテ今ヤ敢然トシテ敵米英擊滅ノ第一線ニ立ツニ至ル。斯クシテ大東亞ノ諸國諸民族カ大和團結相携ヘテ東亞解放ノ征戰ニ從事スルハ實ニ有史以來東亞軍ヲ於テ會テ見サズ盛事ニシテ、東亞ノ復興期シテ待ツベキモノナリ。

リ。

帝國ハ「フイリピン」國カ其ノ名譽アル獨立ヲ維持セ其ヲ弱止セ防「ル」カ
 衛備ヲ完フセンコトヲ衷心ヨリ冀念シ、今後更ニ益々同國トシテ提携ヲ衷心ヨリ
 堅クシ「日比同盟條約」ノ示ス所ニ基キ「フイリピン」國ニ對シ凡有ルノ示ス所
 協力ト援助トヲ惜シマサルヲ明カニスルト共ニ進シテ相携入テ戰マサルヲ
 爭ヲ完遂シ敵米英ヲ擊碎シ以テ大東亞ノ建設ニ邁進センコトヲ期ス
 茲ニ帝國政府ノ所信ヲ中外ニ聲明ス。

茲ニ帝國政府ノ所信ヲ中外ニ

閣下第二八四號

案起

昭和十九年十一月十一日

閣議決定

昭和十九年十二月十二日

施行

昭和十九年十一月十二日

內閣總理大臣



內閣書記官長

Seal of the Secretary General of the Cabinet

外務大臣

海軍大臣

大東亞大臣

Handwritten signature

Handwritten signature

內務大臣

司法大臣

農商大臣

Handwritten signature

Handwritten signature

大藏大臣

文部大臣

軍需大臣

Handwritten signature

Handwritten signature

陸軍大臣

厚生大臣

運輸通信大臣

Handwritten signature

Handwritten signature

別紙

帝國政府聲明

內閣總理大臣

各事務大臣

大藏大臣

ニ執行中ノ多

電訊ヲ以テ連係

ス

軍需大臣

大臣ノ修己

昭和十九年十一月十一日



與ト保衛トヲ全ウスヘキ礎石ニシテ、日華兩民族カ眞ニ其ノ使命
 ト責任トヲ自覺シ、不動ノ團結ヲ圖ル、要愈々大ナルキ^秋
 未^トト^シ、中國ハ^盡テ^一致^協力^シテ^一克^ク々^々汪^{主席}閣^下、遺志ヲ^體シ
 差^ニ一致^協力^シテ^一
 東亞^之將來、爲^奮起^スヘク、帝國政府亦^日華^兩國、結^盟ヲ^奮強
 化シ、相携ヘテ大東亞戰爭ヲ完遂シ、以テ共同ノ理想實現ニ向ヒ
 邁進センコトヲ期ス
 右聲明ス

大東亞省

(東京 437) (日本標準規格 B5)

IMT 680

帝國政府聲明

治療

中華民國國民政府主席汪精衛閣下ハ本年三月以來(名古屋ニ於テ療

養セラレテリタル處令國難カニ補葺リ去セラレタリ

逝

願レハ汪主席閣下ニハ夙ニ中國ノ復興・大東亞建設ノ鴻志ヲ抱キ

孫國父ノ遺訓ヲ繼承シ率先身ヲ挺シテ和平建國・東亞興隆ノ爲盡

辛先身ヲ挺シテ

瘁セラレ今日ニ及ビ其ノ偉績ハ燦トシテ水ク青史ニ光輝ヲ添

ヘタリ

今ヤ東亞復興ノ中道ニシテ此ノ巨星ヲ喪フ

帝國政府ニシテ眞ニ哀悼ニ堪ヘス

惟フニ、日華兩國ノ間ニ善隣友好ノ關係ヲ確立スルハ、東亞ノ復

大東亞省

(東京 437) (日本標準規格 B5)

二六

閣甲第二七三號

案起 昭和十九年十一月四日

閣議決定 昭和十九年十一月四日施行

昭和 年 月 日

內閣總理大臣

[Signature]

內閣書記官長

[Signature]

內閣書記官



外務大臣

[Signature]

海軍大臣

[Signature]

大東亞大臣

[Signature]

留國務大臣

[Signature]

內務大臣

[Signature]

司法大臣

[Signature]

農商大臣

[Signature]

兒玉國務大臣

[Signature]

大藏大臣

[Signature]

文部大臣

[Signature]

軍需大臣

[Signature]

指方國務大臣

[Signature]

陸軍大臣

[Signature]

厚生大臣

[Signature]

運輸通信大臣

[Signature]

別紙

帝國政府聲明案



帝國政府聲明 (案)

昭和十九年十一月三日閣議決定

熾烈ナル決戦下大東亞共同宣言採擇一周年ヲ迎
フルニ當リ帝國政府ノ所懷ヲ開陳スル所アラントス

帝國傳統ノ政策ハ東亞ノ安定ヲ確保シ萬邦ヲシテ
各其ノ所ヲ得シメ相倚リ相扶ケテ國際正義ニ基ク世
界平和ヲ確立セントスルニ在リ

調トスル

大東亞共同宣言ハ實ニ此ノ精神ヲ基キ大東亞各

國共同ノ信念ヲ發露
ニシテ茲ニ帝國政府ハ益々
大東亞各國トノ提携ヲ愈々強化シ米英ノ桎梏ヨリ完
全ニ離脱シ各國ノ自主獨立ヲ基調トスル大東亞ノ建設
ヲ促進スルノ決意ヲ明カニシ同時ニ本宣言ニ基キ侵略
脅威・獨占・搾取・差別ヲ排シ各國ノ獨立ト特性トヲ
尊重シ民生ノ向上ト繁榮トヲ招來スル正シキ世界平
和秩序ヲ再建セントスルノ企圖ヲ有スルコトヲ重クテ表

明
ス

抑エ今次戦争ハ米英ハ強國ニ依リ已ムコトヲ得スシテ

蹶起セル國体護持自存自衛ノ戦ナルト共ニ大東亞民

族ノ平和的發展ヲ阻止シ其ノ自主的存立ヲ否認セン

トスル米英ノ制霸的非望ニ對シ解放ヲ完成セシカ爲

干戈ヲ執リテ立テルモノナリ

今日帝國カ帝國竝ニ大東亞諸國家諸民族ノ爲有ユル

犠牲ヲ拂ヒ國運ヲ賭シテ飽ク迄死活ノ争鬪ニ從事

スル所以實ニ茲ニ存ス米英ハ爲政者ノ國富ニ民足

其ノ飽ク無キ野望達成ノ爲自國民衆ヲ
 徒ラニ瘡瘍ノ山野ニ殪ニ遠隔ノ海底ニ葬ルルノ罪ヲ
 犯シ^罪何等憚ル所ナク群小國家ヲ威壓シ世界ヲ我
 欲ノ下ニ屈從セシメントスルノミナラス特ニ帝國及興
 國ニ對シテハ征服ト隸屬化トヲ以テ之ニ臨ミ大東亞諸
 國家諸民族ニ對シテハ植民地的支配ヲ復活シ依然タレ
 侵略ト搾取ノ對象タラシメントス^是於テ帝國及大

東亞諸國與國其^戰

又

米英ハ徒ラニ戰勝ヲ宣傳シ戰後經營ヲ夢想シテ

ヲモテ
テ
糊塗シ

世界ヲ惑亂シアルモ最近吾戰果着々トシテ擧ル

帝國ハ此戰果ヲ益擴大シ敵ノ非望ヲ擊摧シ誓

テ最後ノ勝利ヲ獲得シ以テ公明ナル世界平和確

立ノ爲愈全力ヲ傾倒シテ今次戰爭ノ完遂ヲ期

ス

右聲明ス

極秘

帝國政府聲明(案)

(一九二二、三)

熾烈ナル決戰下大東亞共同宣言採擇一周年ヲ迎

ナルニ當リ帝國政府ノ所懷ヲ開陳スル所アラントス

帝國傳統ノ政策ハ東亞ノ安定ヲ確保シ萬邦ヲシテ

各其ノ所ヲ得シメ相倚リ相扶ケテ國際正義ニ基クセ

界平和ヲ確立シ資セントスルニ在リ

大東亞共同宣言ハ實ニ此ノ精神ニ基キ大東亞各

國共同ノ信念ヲ發露セルモノニシテ茲ニ帝國政府ハ益々
大東亞各國トノ提携ヲ愈々強化シ米英ノ桎梏ヨリ完
全ニ離脱シ各國ノ自主獨立ヲ基調トスル大東亞ノ建設
ヲ促進スルノ決意ヲ明カニシ同時ニ本宣言ニ基キ侵略
脅威・獨占・榨取・差別ヲ排シ各國ノ獨立ト特性トヲ
尊重シ民生ノ向上ト繁榮トヲ招來スル正シキ世界平
和秩序ヲ再建セントスルノ企圖ヲ有スルコトヲ重ネテ表
明ス

抑エ今次戦争ハ米英ヨリ強制セラレ已ムコトヲ得スシテ
蹶起セル國体護持自存自衛ノ戦ナルト共ニ大東亞民
族ノ平和的發展ヲ阻止シ其ノ自主的存立ヲ否認セン
トスル米英ノ制霸的非望ニ對シ解放ヲ完成センカ爲
干戈ヲ執リテ立テルモノナリ

今日帝國カ帝國竝ニ大東亞諸國家諸民族ノ爲有ル
犠牲ヲ拂ヒ國運ヲ賭シテ飽ク迄死活ノ争闘ニ從事
スル所以實ニ茲ニ存ス米英ノ爲政者ハ國富ニ民足

レハ拘ラス其ノ飽ク無キ野望達成ノ爲自國民衆ヲ
徒ラニ瘡瘍ノ山野ニ殫ニ遠隔ノ海底ニ葬ルルノ罪ヲ
犯シ^命何等憚ル所ナク群小國家ヲ威壓シ世界ヲ我
欲ノ下ニ屈從セシメントスルノミナラス特ニ帝國及與
國ニ對シテハ征服ト隸屬化トヲ以テ之ニ臨ミ大東亞諸
國家諸民族ニ對シテハ植民地的支配ヲ復活シ依然タル
侵略ト搾取ノ對象タラシメントス是ニ於テカ帝國及大
東亞諸國ハ與國ト共ニ断シテ^勝タサルヘカラス

米英ハ徒ラニ戰勝ヲ宣傳シ戰後經營ヲ夢想シテ
世界ヲ惑亂ニアルモ最近吾戰果着々トシテ舉ナル

帝國ハ此戰果ヲ益擴大シ敵ノ非望ヲ擊摧シ誓

テ最後ノ勝利ヲ獲得シ以テ公明ナル世界平和確

立ノ爲愈々全力ヲ傾倒シテ今次戰爭ノ完遂ヲ期

ス

右聲明ス

樞
秘

帝國政府聲明（案）

（一九一二年）

最高戰爭指導會議決定（案）

熾烈ナル決戦下大東亞共同宣言採擇一周年ヲ迎フルニ當リ戰爭完遂ニ關スル帝國政府ノ所懷ヲ開陳スル所アラントス

帝國ノ世界ニ庶幾スル傳統ノ政策ハ各民族ノ正シキ發展ヲ尊重シ萬邦ヲシテ各其ノ所ヲ得セシメ相倚リ相扶ケテ國際正義ニ基ク人類平和ノ確立ニ資セントスルニ在リ

大東亞共同宣言ハ實ニ此ノ精神ヨリ發露セルモノニシテ茲ニ一周年ヲ迎フルニ方リ帝國政府ハ益々大東亞各國トノ提携ヲ強化シ愈々各國間ニ既存スル緊密ナル關係ヲ擴充シテ米英ノ桎梏ヨリ完全ニ離脱

シ各國ノ眞ノ自主獨立ヲ基調トスル大東亞ノ建設ヲ促進スルノ決意
ヲ明カニシ同時ニ本宣言ノ精神ニ基キ各國ノ互尊親和ヲ眞實トスル
機體ヲ創設シテ常ニ公正ナル國際秩序ノ向上ニ當リ又不脅威不侵略
ノ態勢ヲ確守シ和平發力ノ手段ニ依リテ國際關係ヲ處理シ竝ニ互惠
ノ下通商交通ノ自由、市場及資源ノ相互解放ヲ實現セントスルノ企
圖ヲ有スルコトヲ表明ス

抑モ今次戰爭ハ米英ヨリ強制セラレ巴ムコトヲ得スシテ勃發セル國
體護持自存自衛ノ戰ナリ大東亞民族ノ平和的發展ヲ阻止シ其ノ自主
的存立ヲ否認セントスル米英ノ副翹的非望ニ對シ解放ヲ完成センカ
爲萬巴ムヲ得ス干戈ヲ執リテ立テルモノナリ

今日帝國カ帝國竝ニ大東亞諸國家諸民族ノ爲有ユル犧牲ヲ拂ヒ國運ヲ賭シテ飽ク迄死活ノ爭鬪ニ從事スル所以實ニ茲ニ存ス而シテ戰局ノ推移ニ伴ヒ爲政者ハ生存上何等ノ不足ナキ其ノ貴重ナル自國民衆ノ多クヲ徒ラニ靡擧ノ山野ニ殘シ而モ將來非望津成ノ曉ニハ必然重稅ヲ負荷シテ却テ自國民衆ノ怨ヲ購フニ至ルヘキニ拘ラス世界制覇ノ個人的野望津成ニ狂奔シ物的國力ノ強大ヲ恃ミテ何等憚ル所ナク群小國家ヲ威壓シ世界ヲ我欲ノ津成ニ屈從セシメントスルノミナラス特ニ帝國及大東亞諸國家諸民族ニ對シテハ征服ト隸屬化トヲ企圖シ全ク前途ノ活動ヲ終總セシメテ植民的支配ヲ復活シ依然タル抑壓ト搾取ノ對象タラシメントス是ニ於テカ帝國ハ斷シテ勝タサルヘカラス

恰モ好シ臺灣及比島周邊ニ於テ大戦果擧ル世界ハ米國ノ捏造歪曲的戦
果宣傳ニ惑亂サレアルカ如キモ事實ハ敢雄辯ナリ不日戦跡ノ實狀闡明
セラルルノ日米國ハ世界嗤笑ノ標タルヘキノミナラス寧ロ米國內自國
輿論ノ沸騰ヲスラ豫期セルヘカラス殊ニ況ンヤ帝國ノ戦果ハ今日ノミ
ニ止ラス比島周邊ニ在ル米軍ノ殲滅セラルルヲ見ルノ日モ亦既ニ目睫
ノ間ニ迫リ比島ニ米兵ノ隻影ヲ見サルニ至ルヘキオヤ即チ帝國ハ今次
戦果ヲ益々擴大シ誓テ最後ノ勝利ヲ獲得シ以テ正義ノ名ニ於テ帝國ノ
存立ト大東亞復興トノ爲將又進テ公明ナル世界平和確立ノ爲愈々全力
ヲ傾倒センコトヲ期ス

右聲明ス

帝國政府聲明(案) (一九二二)

最高戦争指導會議決定(案)

熾烈ナル決戦下大東亞(共同)宣言採擇一周年ヲ迎フルニ

當リ戦争完遂ニ関スル帝國政府ノ所懐ヲ開陳

スル所アラントス

帝國ノ世界ニ庶幾スル傳統ノ政策ハ各民族ノ

正シキ發展ヲ尊重シ萬邦ヲシテ各其ノ所ヲ

内閣

日本標準規格 B5 (十四行野)

得セシム相倚リ相扶ケテ國際正義ニ基ク人類
平和ノ確立ニ資セシトスルニ在リ。

大東亞共同宣言ハ實ニ此ノ精神ヨリ發露セル

モノニシテ茲ニ一周年ヲ迎フルニ方リ帝國政府ハ

大東亞各國トノ提携ヲ兼強化シ各國間ニ既

存スル緊密ナル關係ヲ尙擴充シテ米英ノ極

措ヨリ完全ニ離脱シ各國ノ眞ノ自由獨立ヲ

内閣

日本標準規格 B5 (十四行紙)

基調トスル大東亜ノ建設ヲ促進スルノ決意ヲ
 明カニシ同時ニ本宣言ノ精神ニ基キ各國互尊
 親和ヲ真髓トスル非和機構ヲ創設シテ常ニ
 公正ナル國際秩序ノ向上ニ當リ又不脅威不
 侵略ノ態勢ヲ確守シ和平戮力ノ手段ニ依リ
 于國際關係ヲ處理シ茲ニ互惠ノ下通商交通ノ
 自由、市場及資源ノ相互開放ヲ實現セント

内閣

日本標準規格 B5 (十四行罫)

4

スルノ企圖ヲ有スルコトヲ表明ス。

抑モ今次戦争ハ米英ヨリ強制セラルレ已ムコトヲ

得ズシテ勃發セル國体護持自存自衛ノ戰ナリ

大東亞民族ノ平和的^展發展ヲ阻止シ其ノ自主的

存立ヲ否認セントスル米英ノ利霸的~~非~~非望ニ

對シ解解放シ完成セシカ^己為萬^己止ムヲ得ス

干戈ヲ執リテ立テルモノナリ

内閣

日本標準規格 B5 (十四行罫)

今日帝國乃帝國並大東西諸國家諸民族
 一為有元犧牲ヲ拂ヒ國運ヲ賭シテ飽ク
 迄死活ノ争闘ニ從事スル所以實ニ茲ニ存ス
 而トテ戰局ノ推移ニ伴ヒ為政者ハ生存上何
 等ノ不足ナキ貴重ナル自國民衆ノ多クヲ徒ク
 二瘡瘍ノ山野ニ墮シ而モ將來非望達成
 一曉ニハ必然重稅ヲ負荷シテ却テ自國民衆

内閣

6

一 恐ヲ購フニ至ルハキニ拘ラス世界制覇ノ個人的
 野望達成ニ狂奔シ物的国力ノ強大ヲ恃ミテ
 何等憚ル所ナク群小國家ヲ威壓シ世界ヲ我
 欲ノ達成ニ屈從セシメトスルノミナラス特ニ帝國及
 大東亞諸國家諸民族ニ對シテハ征服ト隸屬化トヲ
 企圖シ今ク前途ノ活動ヲ終熄セシメテ植民的
 支配ヲ復活シ依然タル抑壓ト搾取ノ對象トス

内閣

日本標準規格 B5 (十四行罫)

IMT 680

31

7

カラス

ヲシメントス 是ニ於テカ帝國ハ断リテ勝メザルベ

内閣

日本標準規格 B6 (十四行罫)

IMT 680

32

恰モ好シ台湾及比島同邊ニ於テ大戦果舉ル

世界ハ米國ノ捏造歪曲的戦果宣傳ニ惑亂サレ

アルカ如キ尤事實ハ最雄辯ナリ不日戦跡ノ實狀

闡明セラルルノ日米國ハ世界ノ嗤笑ノ標タルヘキノミ

ナラス寧ロ米國自國輿論ノ沸騰ヲ見ルニ至ラズ

殊ニ況ンヤ帝國ノ戦果ハ今日ノミニ止ラス此比島

周邊ニ在ル米軍ノ殲滅ヲ見ルノ日モ既ニ目睫ノ

内閣

9

間ニ迫リ比島ニ米兵ノ隻影ヲ見サルニ至ルハキ
オヤ

内
閣

日本標準規格 B5 (十四行罫)

IMT 680

34

108

即千帝國ハ今次戰果ヲ益々擴大シ誓テ最後ノ勝
 利ヲ獲得シ以テ正義ノ名ニ於テ帝國ノ存立ト大東
 亞復興トノ為將又達テ公明ナル世界平和確立ノ
 為愈々全力ヲ傾倒セントス
 右聲明ス

子トシ物

内閣



帝國政府聲明（案）

（一九一一年・一一・二）

最高戰爭指導會議決定（案）

熾烈ナル決戦下大東亞共同宣言採擇一周年ヲ迎フルニ當リ戰爭完遂ニ關スル帝國政府ノ所懷ヲ開陳スル所アラントス

帝國ノ庶幾スル所ハ各民族ノ正シキ發展ヲ尊重シ萬邦ヲシテ各其所ヲ得セシメ相倚リ相扶ケテ國際正義ニ基ク世界平和ノ確立ニ資セントスルニ在リ

大東亞共同宣言ハ實ニ此ノ精神ヨリ出テタルモノニシテ帝國政府ハ茲ニ一周年ヲ迎フルニ方リテ更ニ大東亞各國ト協同シテ右各國間ニ既ニ存スル緊密ナル協力ヲ擴充強化シテ本英ノ桎梏ヨリスル大東亞ノ解放及各國ノ自主獨立ヲ基調トスル大東亞ノ建設ヲ促進スルノ決